

## 回復理由書の手続者各位

回復理由書を提出された後の注意事項について（お知らせ）

令和 6 年 2 月 5 日

登録室設定年金担当

先日は、回復理由書のご提出ありがとうございました。

回復理由書の提出日から回復の認否の結果が出るまで時間がかかります。そのため、結果が出るまでの間に後続の特許料又は登録料並びに更新登録料（以下、「登録料」という。）の納付期限が到来する場合があります。

この場合、回復が認められることを前提に後続の登録料を納付期限内に納付しないと、回復が認められたとしても、納付期限経過後 6 月以内（追納期間）であれば通常の登録料及び割増登録料の納付が必要になったり、追納期間経過後であれば回復と同時に再度登録料不納で権利が消滅してしまいますのでご注意ください。

なお、当庁から納付期限のお知らせ等を行いませんので、その点もご注意ください。

※よくあるお問い合わせについては、裏面をご確認ください。

本お知らせについての不明な点は、

特許庁登録室設定年金担当へお問い合わせください。

電話 03-3581-1101 特許・実用担当（内線）2707

商標・意匠担当（内線）2712

(裏面)

【よくあるお問い合わせ】

Q 1. 回復理由書を提出した後はどうなりますか。

A 1. 回復が認められる場合は、権利の回復を認める旨の「通知書」が書面（紙）により発送されます。

回復理由書に不備等がある場合は、「手続補正指令書」又は「却下理由通知書」が書面（紙）により発送され、補正又は弁明の機会が与えられます。

最終的に回復が認められない場合は、「手続却下の処分」が書面（紙）により発送されます。

Q 2. 回復理由書の認否の結果が出るまでどのくらいの期間がかかりますか。

A 2. 期間は個別案件により異なります。

Q 3. 回復が認められなかった場合、納付した登録料はどうなりますか。

A 3. 登録料を予納により納付している場合は、「手続却下の処分」後に、予納台帳へ納付された登録料を返還します。

登録料を予納以外の方法により納付している場合は、「既納特許（登録）料返還請求書」の提出により返還請求が可能です。

ただし、納付した日から1年を経過（納付した日から6月を超えた日に却下の処分の謄本の送達があったときは、その謄本の送達があった日から6月を経過）した後は請求することができませんのでご注意ください。

※上記以外にも下記当庁ホームページに、回復手続に関する注意事項等が掲載されておりますので、そちらもご確認ください。

回復理由書の対象案件により、ご確認くださいホームページが異なりますので、ご注意ください。

<令和5年3月31日以前に期間徒過した回復手続：回復要件「正当な理由」>

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai\\_method.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai_method.html)

<令和5年4月1日以降に期間徒過した回復手続：回復要件「故意によるものではない」>

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai\\_method2.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai_method2.html)

※本お知らせは、法律で定められた通知ではありません。